

## さいたま市告示第342号

【試行】包括的道路パトロール業務（北部単契R8-2）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### 1 件名

【試行】包括的道路パトロール業務（北部単契R8-2）

#### (2) 履行場所

北部建設事務所管内（2の地区）

#### 2 業務概要

入札説明書のとおり

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）で、次の全ての要件を満たしていなければならない。

#### (1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるア～エの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 本入札の告示日において、7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）に業務分類名「道路維持管理」で登載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本入札に参加していないこと。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を

締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。
  - a 2者の場合 30パーセント以上
  - b 3者の場合 20パーセント以上
- (イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
- (ウ) 構成員は、本入札に係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。
- (エ) 構成員は、さいたま市内に本店又は支店を有する者を1者以上含むこと。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市建設工事等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書等の交付

入札情報公開システムに掲載する。またはさいたま市ホームページからダウンロードする。  
さいたま市ホームページ：

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p128429.html>

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年3月13日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和8年3月13日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市建設局土木部道路環境課

担当 道路橋りょう係 電話 048(829)1491

(2) 交付日時

令和8年3月17日(火) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月17日(火) 午後4時から令和8年3月23日(月) 午後4時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市建設局土木部道路環境課 道路橋りょう係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月24日(火) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市建設局土木部土木総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加す

ることができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市建設局土木部道路環境課  
電話 048(829)1491   FAX 048(829)1988

(9) 業務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1   さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課  
電話 048(646)3224   FAX 048(646)3266

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。